平成２３年（フ）第３４０８号
大阪市生野区林寺２丁目12番２号
債務者　中村　尚子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４２８号
大阪府茨木市五十鈴町20番13号
債務者　松下ひろみ
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４３８号
大阪府摂津市鳥飼上５丁目２番３―106号
債務者　大岡　可苗
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４４７号
大阪府東大阪市小阪２丁目15番14―606号
債務者　高畠　伸彦
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４８０号
大阪市住之江区住之江２丁目２番６号
債務者　森田美智子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４８３号
大阪府東大阪市島之内２丁目14番11―５Ｅ号
債務者　荒金　伸行
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４８４号
大阪府門真市島頭１丁目６番17号
債務者　木下　正洋
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４８５号
大阪府門真市島頭１丁目６番17号
債務者　木下　治子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４８６号
大阪市旭区高殿２丁目８番38―1405号
債務者　冨田　章江
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４８７号
大阪市港区南市岡１丁目８番20号
債務者　鯵本　明夫
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４８８号
大阪府池田市渋谷２丁目４番４号　サント・ラピーヌ３Ｄ号室
債務者　森　　智鶴
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４９０号
大阪府高槻市栄町４丁目13番12号
債務者　髙田　三穂
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５００号
大阪府東大阪市三島１丁目24番20号
債務者　後藤　富子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５１６号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目15番17号
債務者　山吹うめ子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１０号
岡山県笠岡市生江浜1001　藤井アパート、住民票上の住所岡山県浅口郡里庄町大字里見3687番地３
債務者　田中　　勝
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
広島県福山市佐波町164番地１　片岡ビル303、旧住所広島県福山市水呑町3471番地８　ステイタスハイツ102
債務者　坂本　佳代
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２５号
広島県庄原市西城町中迫149番地
債務者　重光　邦彦
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第２６号
広島県庄原市西城町中迫149番地
債務者　重光　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
広島地方裁判所三次支部